

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 11月定例会 ——

令和4年11月17日（木）

開 催 日 時 令和4年11月17日（木） 午後2時00分～午後3時54分
開 催 場 所 大会議室
出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
丸山憲子 委員
青木雅代 委員
望月克浩 委員
説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

議事に入る前に、11月1日付で、新たに教育委員会委員として任命された望月委員にご挨拶をいただきたいと存じます。

○望月委員

改めまして、こんにちは。本日より、初めての定例会の参加となります望月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、小平市に来まして、大体12年ほどたちます。私の出身は静岡でございます。小平市に来

てからですけれども、なじみもだんだん出てきて、地元になってきたなと自分なりに思っています。これからも、小平市のために微力ながら、お力になれたらなと思っております。本日より、どうぞよろしくお願いいたします。

○古川教育長

ありがとうございました。では、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、議席についてでございますが、小平市教育委員会会議規則第6条において、議席は教育長が定めることとされておりますので、現在、ご着席いただいている議席のとおりいたします。

それでは、議事に入ります。

(署名委員)

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町教育長職務代理者及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項(8)及び議案第23号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(教育長報告事項)

○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

(1) 教育委員会管外視察研修について、私からご報告いたします。資料はございません。

10月17日、18日に、三町教育長職務代理者、山口委員、丸山委員、青木委員、随同行の山本教育総務課長補佐と私の6名で、新潟市立上山中学校と新潟市立上山小学校を視察してまいりました。新潟市は、特別支援教育に対する取組が全国的にも有名で、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、教職員の特別支援教育にかかわる専門性を高める研修を熱心に行っています。

視察1日目、新小平駅に集合し、JR武蔵野線と上越新幹線を乗り継ぎ、約2時間半で目的地

の新潟駅に到着しました。新潟駅で新潟市教育委員会特別支援教育課の中川潔課長と合流し、新潟市立上山中学校まで案内していただきました。上山中学校では、白石誠史郎校長にお迎えいただきました。その後、特別支援教育コーディネーターの岡本敏之教諭に校内を案内していただき、5時限目と6時限目の授業を参観させていただきました。5時限目は、3年生の技術の授業と1年生、2年生の理科の授業の様子を参観いたしました。6時限目は、支援学級での授業と合わせて、交流及び共同学習として、通常学級の教室で3年生が2名、それぞれ3年の理科と社会の授業を、1年生1名が保健体育の授業を受けている様子を参観いたしました。授業を参観した後に、会議室で質疑応答の時間を取っていただきました。そこでは、白石校長、岡本教諭、中川課長と新潟市教育委員会特別支援教育課、関原一成統括指導主事から説明を伺いました。事前にいただいていた当市からの質問に対する回答についても、さらに詳しく説明していただきました。

視察2日目は、新潟市教育委員会特別支援教育課の桑原通泰課長補佐の案内で、新潟市立上山小学校を訪問しました。大矢隆校長にお迎えいただきました。その後、才川洋子教頭の案内で、2時限目と3時限目の授業を参観させていただきました。前日の中学校と同様に、支援学級での授業の様子と交流及び共同学習として、通常学級の教室で授業を受けている様子を参観しました。支援学級のうち1学級では、学年で異なる教科の授業が行われていました。授業を参観した後に、質疑応答の時間を取っていただきました。支援学級のなかよし2組担任の菅田佳枝教諭、桑原課長補佐、関原統括指導主事から説明を伺いました。児童のクラス分けの原則や教職員の配置基準、知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級を校舎の同じフロアに設置していることの原因など、詳しく説明していただきました。

新潟市では、市立小学校106校中104校と市立中学校56校中55校と、ほとんどの小・中学校に特別支援学級が設置されています。その他、市立の特別支援学校が2校あると伺い、新潟市がいかに関心を持って特別支援教育に力を入れているということが分かりました。また、知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級が校舎の同じフロアに設置されていること、特別支援学級の職員室は特に設けていないこと、交流及び共同学習が一人一人の児童・生徒ごとに計画がしっかり立てられているなど、様々な取組を学ぶことができました。小平市教育委員会は、令和6年4月に小学校に、令和7年4月に中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置するために準備を進めており、今回の視察は大変参考になりました。

最後になりましたが、私どものために快く視察をお引き受けいただき、詳しくご説明いただきました新潟市教育委員会特別支援教育課、中川課長をはじめ、事務局の皆様、心温まる対応をいただいた新潟市立上山中学校、白石校長、新潟市立上山小学校、大矢校長をはじめ、教職員の皆様に心より感謝申し上げます。管外視察研修の報告といたします。

私からの報告は以上でございます。ほかの委員の皆様から、何かございますでしょうか。

では、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。

資料はございません。

先月の定例会での報告以降、令和4年11月15日火曜日までに、庁舎に勤務する職員2名、公民館に勤務する職員2名、図書館に勤務する職員3名、市立学校に勤務する教職員12名、及び市立学校に勤務する委託事業者従業員4名の感染が確認されました。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりませんが、感染が報告された教職員等が在籍する学校の保護者には学校の対応について周知しております。

都内の感染状況は依然として厳しく、今後、さらに拡大することも懸念されますので、学校における教育活動や市民活動の継続を図るため、事務局、学校ともに、基本的な感染症予防策及び健康管理の徹底を図り、感染防止対策に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(2) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(2) 小平市立学校の新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

学校保健安全法第20条の規定により、感染症の予防上必要があるときは臨時休業を行うことができることとなっておりますので、市教育委員会では、文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づいて、同一学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合に学級閉鎖とするなどの対応を講じております。

令和4年度における11月15日火曜日までの市内市立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で15校、延べ52学級、中学校で2校、延べ3学級でございます。

各学校には、情報を提供するとともに、小平市立学校版感染症予防ガイドラインに定める感染症対策の徹底を図ったところでございます。

○古川教育長

次に、(3) 小平市議会9月定例会議員提出議案に対する対応について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（３）小平市議会９月定例会議員提出議案に対する対応についてを報告いたします。

資料はございません。

本件は、９月定例会にて報告いたしました、議員提出議案第６１号「上司の指示のない所定外労働の防止や公務災害補償などの周知など、会計年度任用職員の労働環境の改善を求める決議について」を受けての、教育委員会の対応について、報告するものでございます。

小平市議会９月定例会初日に、小平市議会議員から提出された、議員提出議案第６１号「上司の指示のない所定外労働の防止や公務災害補償などの周知など、会計年度任用職員の労働環境の改善を求める決議について」の決議の内容は、一つとして、「なぜ今回のような上司の指示のない所定外労働が行われてきたのかを調査し、原因を明らかにした上で、再発防止のための対策を講じること」。

二つとして、「全ての会計年度任用職員に、小平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び同施行規則を改めて周知すること」の２点であり、全会一致で可決されたものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

それでは、小平市議会９月定例会議員提出議案に対する対応について、ご説明いたします。

議員提出議案第６１号「上司の指示のない所定外労働の防止や公務災害補償などの周知など、会計年度任用職員の労働環境の改善を求める決議について」の一つ目の「なぜ今回のような上司の指示のない所定外労働が行われてきたのか調査し、原因を明らかにした上で、再発防止のための対策を講じること」でございますが、今回の事案は、令和４年４月、仲町公民館において、会計年度任用職員が８時３０分の勤務開始時間前に勤務をしていたことが明らかになったことに対するものでございます。会計年度任用職員を含む全職員への聞き取りなどによる調査から、従前から勤務している会計年度任用職員が令和４年４月１日採用予定の会計年度任用職員のために、来館者の受付業務等を落ち着いて行うことができるよう、８時３０分までに終了したい作業等と記載した作業手順のメモを作成し、本年３月に行った事前研修の際に渡したことで、８時３０分以前に必要な作業を行うよう意識させてしまったことが原因であったと判明いたしました。

再発防止に当たりましては、公民館全館長に対して、所定外労働、いわゆるサービス残業との疑いを抱かせることがないように労務管理の徹底を指導するとともに、会計年度任用職員に対して、定められた勤務時間を遵守するよう周知し、徹底を図ることといたしました。

今後でございますが、任用の際に、所属長から会計年度任用職員に対し、原則として時間外勤務の必要が生じた場合は、必ず上司が命令することを説明するとともに、定期的にマニュアルなどの点検を行うことで、今回のような事案が再度発生しないよう努めてまいります。

二つ目の「全ての会計年度任用職員に、小平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償

等に関する条例及び同施行規則を改めて周知すること」でございますが、これまでと同様に、会計年度任用職員募集要項への記載及び採用試験の面接時における説明による周知を行うとともに、市ホームページの会計年度任用職員の概要においても、公務災害補償について掲載し、さらなる周知に努めてまいります。

今後でございますが、現在、任用している会計年度任用職員につきましては、各所属において、改めて条例等を踏まえた内容について説明を行うこととします。また、新たに任用する際には、所属長が同様の説明を必ず行うこととし、会計年度任用職員の周知徹底を図ってまいります。

○古川教育長

次に、(4) 令和5年度予算編成方針について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(4) 令和5年度予算編成方針についてを報告いたします。

資料No.2をご覧ください。

このたび、市長から令和5年度予算編成方針が示されました。

2ページの「2小平市の現状」をご覧ください。

令和5年度に向けた小平市の主な課題として、新型コロナウイルス感染症や、社会情勢の影響による物価高騰等に伴う市民、事業者への様々な支援、誰もが暮らしやすいまちづくりのための行政のデジタル化、子ども・子育て施策、高齢化への対応、「小平市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた取組の推進、公共施設の計画的な管理運営、インフラ施設の整備、防災・減災対策の充実などが挙げられております。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響による減収が続いており、市の歳入の回復が見込めないことから、依然として非常に厳しい財政状況でございます。

このような中で、小平市第四次長期総合計画に掲げるめざす将来像「つながり、共に創るまちこいだいら」の実現に向け、令和5年度の予算編成においては、「第1期小平市経営方針推進プログラム」に基づく取組を進めるとともに、真に必要な施策・事業に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、実効性の向上を図るべく、3ページから4ページにございますとおり、6項目の基本方針が示されました。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて令和5年度予算の編成作業を進めております。

今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年2月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

○古川教育長

次に、(5) 令和3年度児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（５）令和３年度児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告についてを報告いたします。

資料№.３をご覧ください。

本調査は、児童生徒のいじめや不登校等の問題行動の実態を把握し、健全育成に向けた生徒指導に生かすために実施しております。

それでは、資料に基づき調査結果を説明いたします。表の中の括弧の数値は、令和２年度の確定数値でございます。

はじめに、Ⅰ、「暴力行為の発生状況」でございます。横軸中央の発生件数を見ますと、小学校は１件、中学校は１件、合計２件発生いたしました。

内訳は、以下の１から４の表でございます。

１の「対教師暴力の状況」は中学校で１件、２の「生徒間暴力の状況」は小学校で１件、３の「対人暴力の状況」は０件、４の「器物損壊の状況」は０件となっております。

児童・生徒の特性や様子を普段から把握し、適切な支援の在り方を組織として検討することの重要性について改めて学校に周知するとともに、今後も互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって人と関わるができるよう、指導を徹底してまいります。

次に、裏面をご覧ください。Ⅱ、「いじめの状況」でございます。

１の「いじめを認知した学校数、認知件数」でございますが、全ての小・中学校が、いじめを認知しており、認知件数は、小学校１６７件、中学校７０件、合計が２３７件で、令和２年度と比較して１１８件増加しております。いじめの認知件数が増えた要因として、全ての学校がいじめを認知し、軽微ないじめも見逃すことがないよう、早期発見、早期対応に取り組んだことや令和２年度に比べ、教育活動の制限が緩和されたことにより、児童・生徒同士の関わりが増えたことが考えられます。

今後も、年３回実施のふれあい月間や特別の教科道德の授業、特別活動における異学年交流活動などを通して、児童・生徒の自己肯定感や自尊感情を高めるとともに、思いやりをもって人と関わる経験を積み重ねることができるようにすることで、いじめの未然防止を図ってまいります。また、全ての教職員がいじめの定義を正しく理解し、軽微な事案も見逃さずいじめとして認知し、適切な対応を図ることを各校で引き続き徹底してまいります。

次に、２の「いじめの現在の状況」でございますが、令和３年度は、小学校では１３５件、中学校では６０件、合計１９５件が解消いたしました。解消率は、小学校がおおむね８０．８％、中学校がおおむね８５．７％でございます。

いじめの解消につきましては、「仲直りした」「謝罪した」など、表面的な判断により、いじめが解消したとして対応を終えるのではなく、「学校いじめ問題対策委員会」が児童・生徒の状況を総合的に検討した上で、判断いたします。学校には、組織で判断することを指導してまいりました。今後も、引き続き学校全体による組織的・継続的な取組を徹底するとともに、家庭や地域、関係機関とも連携していじめの解消に取り組んでまいります。

3の「いじめ発見のきっかけ」でございますが、小学校においては、「本人からの訴え」「当該児童生徒の保護者からの訴え」「アンケート調査など学校の取組により発見」の順に多くなっております。

中学校においては、「本人からの訴え」「アンケート調査など学校の取組により発見」「当該児童生徒の保護者からの訴え」の順に多くなっており、不安や悩みを抱えた際に、身近にいる信頼できる大人に自分から相談するケースが多いことが分かります。今後もSOSの出し方に関する教育を推進することで、困ったときには一人で抱え込まず、周りに助けを求めることができるよう指導してまいります。

4の「いじめられた児童生徒の相談状況」でございますが、「誰にも相談していない」が0件でした。校長講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配付時など様々な機会を捉えて、日頃から信頼できる大人に相談することの大切さについて指導したり、目安箱を設置して児童・生徒の声を拾う仕組みづくりを行ったりと工夫して取り組んできた成果であると考えられます。今後も悩みや不安がある場合は、身近にいる信頼できる大人に相談することができるよう、相談しやすい環境づくりを進めてまいります。

5の「いじめの態様」でございますが、小学校では「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の件数が令和2年度の50件から104件に増えております。中学校では「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる」の件数が増加しております。特に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされる」の件数が小・中学校ともに昨年度に比べ2倍に増えております。学校においても一人一台の情報端末を用いながら学習を進めていることから、発達段階に応じて計画的に情報モラルに関する指導を行うことができるよう、本年7月に小平市立学校における情報活用能力の育成指針を各学校に示しました。これからの社会を生きる子どもたちにとって、情報端末の活用は必須であることから、引き続き、計画的に情報モラル教育を行うことや学校SNSルールを学校の実態に応じて見直し、保護者の方と共有すること等の取組を進めてまいります。

6の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」でございますが、全ての学校が日常の取組を実施しております。引き続き、取組の実施を徹底するとともに、学校独自の取組を共有するなどして、未然防止に努めてまいります。

最後に、Ⅲ、「長期欠席の状況等」でございます。

不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が30日以上登校しない、あるいは、登校したくてもできない状況にあることをいいます。ただし、病気や経済的理由などによるものは除いております。

2の「学年別内訳」をご覧ください。小学校は不登校児童の総数が165人であり、令和2年度と比べて29人増加しております。中学校は248人であり、令和2年度と比べて72人増加しております。

令和3年度の不登校の出現率につきましては、令和2年度と比較して、小・中学校ともに上昇

しております。小学校では1.62%でおよそ61人に1人、中学校では、5.89%でおよそ17人に1人の割合で不登校となっております。

次に、3の「不登校児童生徒への指導結果状況」ですが、小学校では、指導の結果「登校する」または「できるようになった」児童は165人中32人で、19.0%の児童が学校に復帰いたしました。中学校では248人中60人で、24.2%の生徒が学校に復帰いたしました。中学校においては、別室登校の取組やオンラインを活用した取組を進めたことが解消率の向上につながった理由の一つと捉えております。

次に、4の「不登校の要因」ですが、小学校・中学校ともに、「無気力・不安」が多くなっております。続いて小学校では、「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」が大きな要因となっております。

これらの結果から、今後も、家庭訪問や保護者との連絡等を通して、当該児童・生徒が置かれている状況や不登校の主たる要因の把握に努めるとともに、あゆみ教室とも連携をし、学校復帰に向けた取組を充実させ、不登校の解消を図ってまいります。

○古川教育長

次に、(6)小平市いじめ防止基本方針の改定について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(6)小平市いじめ防止基本方針の改定についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

小平市では、平成29年3月に改訂された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を踏まえ、平成30年6月に「いじめ防止基本方針」を改定し、学校、家庭、地域とともに、市と教育委員会が連携・協力して、いじめ問題に取り組んでいるところです。

しかしながら、現在、本市においていじめの重大事態が複数件発生していることに鑑み、より実効的ないじめ対策を推進するため、小平市いじめ防止基本方針を改定いたします。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

小平市いじめ防止基本方針の改定について、ご説明いたします。

本基本方針は、小平市いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、教育委員会から小平市教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問し、改定いたします。

主な改定内容は重大事態に関する記載についてでございます。

資料No.4の9ページをご覧ください。7、重大事態の対処の(1)重大事態の定義について、新たに記載いたしました。日頃から全ての教職員がいじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義を理解していることが重要です。その上で、重大事態が発生した際には、教職員が一丸となって、事実関係を明らかにして当該事案に対処するとともに、再発防止に向けた体制

を見直す必要があります。

次に（２）重大事態の調査では、いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）により、適切に対応することを明記いたしました。また、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを加筆しました。

次に、１１ページをご覧ください。いじめの重大事態が発生した際の流れを本基本方針の中に位置づけました。いじめ防止対策推進法で定められた重大事態への対処に当たっては、学校または教育委員会が主体となって事実関係を明確にするための調査を行うことが義務づけられています。また、地方公共団体の長は、調査結果について必要があると認めるときは、再調査を行うことができることも定められています。これらの法に定められた対処について、教職員等の理解を促進することが重要であると考えております。

さらに、いじめの防止等に関する具体的な取組をはじめ、学校の現状等を踏まえ、全体を通して文言の見直しを行いました。

今後の予定でございますが、１２月に本基本方針の改定について学校に周知いたします。その後、各学校は３月末までに学校いじめ基本方針を見直し、令和５年度初めの保護者会等で保護者・地域に周知する予定です。

○古川教育長

次に、（７）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（７）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.5のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

本日報告いたしますのは、６件でございます。うち新規申請は１件ございまして、受付番号４９番、主権者として今を生きるPart4小平です。主権者として今を生きる小平実行委員会が主催する事業で、様々な立場の市民や団体が集まり、トークショーや講演などを通じて、主権者として誰もが暮らしやすいまちをどのようにつくっていくのかを学び合うイベントです。

そのほかの５件は、例年もしくは過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

それでは、ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○青木委員

事務局報告事項（１）と（２）の両方に関して質問です。最近、ニュースなどで感染者がまた増えているということで、学級閉鎖を行う学校もあります。学校訪問で伺いますが、寒くなりますと、扉や窓が閉まりがちなところも多く見られます。やはり換気はとても大切だと思いますので、少し寒いとは思いますが、しっかり換気することや基本の手洗い、大声を出さないといったことを改めて学校に周知していただきたいです。この２学期を見ていて、子どもたちにとって行事は必要なものだと思います。感染によってそういう機会がなくなってしまうのは、大変もったいないことだと思いますので、基本的なことを改めて周知していただいて、学校行事などを滞りなくできるようにしていただきたいと思います。

次に、（５）児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告について、感想と質問です。まずいじめですが、子どもたちが訴えられる場がある、相談できる人がいるというのは、それだけ学校がいじめに対して日頃から向き合っている成果だと感じました。やはり、ＳＯＳの出し方や子どもが相談できる場所というのはとても大事だと思いますので、学校として、そういう場をきちんと子どもたちにこれからも示して行っていただきたいと思いました。

また、これは例年同じようなことですが、いじめの態様で一番多いのが、冷やかし、からかい、悪口など、言葉から起こるものです。ＳＮＳ上もやはり言葉だと思います。言葉が発せられたとき、相手にどう伝わるかなど、各学校で本当にいろいろな取組をされているのはよく分かります。学校訪問に行った際、友達のいいところを見つけよう、優しい言葉を見つけてかけようなど、言葉を使った取組をよく見ます。こういうことを日頃から行っていること、また、周りの大人も含め、日頃から使う言葉に気を配っていくことが大変大切だと思いますので、道徳の授業や、言葉の大切さを伝える教育などを続けて、どの子どもたちも過ごしやすい環境をつくって行っていただきたいと思いました。

質問ですが、Ⅲの長期欠席の状況等の３、不登校児童への指導結果状況について、「登校する又はできるようになった」とありますが、この登校というのは、自校の登校に限るのか、それとも、あゆみ教室には行けるようになったという子も含むのかを教えてください。

感想ですが、学校訪問に伺いますと、子どもたちを受け入れる別室登校のスペースを設けていたり、本当にまめに連絡を取って、つながりを絶やさないう、各校でいろいろ取り組まれている様子が分かります。その成果もあって、登校できるようになった生徒や少し前向きな気持ちを持てるようになった生徒がいると考えます。また、数からして不登校のいない学校もあるようですので、先生方、各学校の取組は本当に評価できると思います。これからも子どもたちとのつながりを絶やさないうにして行っていただきたいと思いました。

後援名義の使用承認について質問です。（５１）の東京花祭りは、以前も使用承認していることですが、花祭りという事業名から、教育委員会の後援名義の使用というのがよく分からなかったのと、小平市内での開催でもないことから、どんな行事なのか教えていただきたいです。

○古川教育長

1点目、コロナ感染については、換気等を周知してほしいというご要望、またはご指導と捉えてよろしいでしょうか。

○青木委員

はい。

○古川教育長

2点目の生活指導上の諸問題の件について、特に不登校に関しては、自校に登校できるようになった数なのか、あゆみ教室も含めるのかというご質問でよろしいですか。

○青木委員

はい。

○坊本指導主事

登校できるようになった児童・生徒についてでございますが、こちらは自校に登校できるようになった数でございます。自校に継続的に登校できるようになったケースや、1学期中は全く登校できなかったものの、あゆみ教室に通うことによって、その後、興味がある教科の授業だけ自校に登校できるようになったといったケースでございます。

○古川教育長

3点目の花祭りの内容について。

○市川教育総務課長

東京花祭りでございますが、国の重要無形民俗文化財である、愛知県の奥三河の花祭りを東京で伝承しようというものでございます。内容については、様々な舞を披露するということで、東久留米市の滝山で行われるため、参加者が見込まれる小平市についても、後援名義使用承認の申請をいただいたものと考えております。

○古川教育長

青木委員、よろしいでしょうか。

○青木委員

承知しました。

○丸山委員

私も花祭りに関して調べて、東久留米ゆかりのお祭り、事業だということは分かりました。近隣のため承認ということですが、東久留米市教育委員会なども後援しているのか。また、ほかの事業も含めて、開催場所が小平市ではなく、国分寺市や小金井市など、近隣だったら後援名義の使用承認をするのかどうか質問です。

次に、(5)児童生徒の生活指導上の諸問題に関する調査報告について質問です。Ⅱのいじめの状況について、いじめの認知件数が小学校167件。令和2年度は77件。いじめの現在の状況ということで、解消しているものが135件、令和2年度は65件とありますが、昨年度において、いじめが解消できていないものがまだあるのか。この65件は、継続しているという認識なのか。ここの数字の仕組みを教えてください。

また、4のいじめられた児童生徒の相談状況について、これは3のいじめ発見のきっかけにある本人からの訴えや、保護者からの訴え、児童生徒からの情報といったところの数字を細かく相談状況として出ているのかも教えてください。

○市川教育総務課長

申し訳ございませんが、東京花祭りについて、他の自治体の使用承認については確認しておりません。また、事業を実施する場所にかかわらず承認をすることではなく、おおよそ小平市民が参加できるエリアで行われる事業という考え方はございまして、基本的には小平市を含む東京都内の事業については、内容によりけりではございますけれども、承認しているものでございます。

また、こちらについては、代表事務局長は、東久留米市の方ですが、事務局のメンバーに小平市民も参加しているということで、これも1つ要素にはなりますので、前向きに承認とさせていただきます。

○古川教育長

続いて、いじめの解消数について。

○松田指導主事

前年度の65件でございますが、これは、学校に確認した時点で、学校として総合的に解消したと判断したもの、また、まだ現在解消できていないと判断したものでございます。また、年をまたいで月ごとの調査において、案件は継続として挙がっております。昨年度のものも、解消まで学校として見守って、対応を行っており、現在、一昨年の事案は全て解消と認識しております。

○古川教育長

相談状況の件について。

○松田指導主事

3のいじめ発見のきっかけの相談と4のいじめられた児童生徒の相談状況でございますが、こちらは発見のきっかけでございますので、4の数字とのリンクはしておりません。発見したあとに児童生徒がどのような相談をしていたかという数です。

○古川教育長

別のものだという事ですね。丸山委員、よろしいですか。

○丸山委員

使用承認については、小平市にゆかりがあるかどうかは、やはり決め手になっているので、説明を聞いてよく分かりました。

いじめについても、ずっといじめが続いているというわけではないと思いますし、学校が丁寧に対応されているということは、よく存じておりますので、理解できました。

いじめ発見のきっかけと相談についての関係も分かりました。相談して、いろいろなところできちんと対応をしているということが分かったので、今後ともよろしくお願いします。

○望月委員

資料No.3、3ページの5、いじめの態様についてですが、1点、状況を教えてください。

中学校のところのパソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷やいやなことをされるが、6件から14件と増加をしていますが、こちらに関して、今、市で何か対応されていることがあれば、教えていただけますでしょうか。

○古川教育長

解消についてでしょうか。

○望月委員

何か促していることなどがあれば教えていただきたいと思います。

○坊本指導主事

パソコンや携帯電話でひぼう・中傷というところにつきましては、ネットいじめの防止の取組としまして、各学校でSNS学校ルールに基づいて、SNS東京ノートを活用して指導の徹底を図っております。また、各学校の情報教育推進委員会が作成した指導資料等を活用して情報モラル教育を推進しているところでございます。

○望月委員

最近では、かなりこのような内容のことが増加しているというところを耳にします。こ

ちらに関しては、いじめの問題としてかなり挙がってくる内容になるのではないかと思いますので、ぜひとも教育等の徹底や、情報の発信をお願いしたいと思います。

○三町教育長職務代理者

コロナ関係と議員提出議案に対する対応について、要望させていただきます。また、児童生徒に関する調査と、いじめ防止基本方針については、お聞きしたいことがあります。

コロナウイルス感染については、9月以降、対応が変わってきており、それに伴って我々も、毎回情報をいただかなくなりました。急激にどんどん増えてきているという中で、報道では増えているというが学校からは情報が来ないので、私は、ある程度、学校は安定したと思っていたのです。しかし、資料を見ますと、特に後半から増えてきている状況です。可能ならば、また1学期までのように逐次に感染状況を教えていただけると、そういう意識の中で見ていけますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、議員提出議案に対する対応について、しっかり状況把握して対応されていくのだという事で、安心したところです。ただ、一つ気になるのは、各課においてきちんと説明するという点です。また何か起こるときには、実はある課だけは説明し損なっていたといったこともあるのではないかと思います。教育総務課が担うのかはわかりませんが、各課で対応する、説明するという対応についての庁内でのチェック機能をしっかりさせていただくことが重要だと思いますので、そこは改めてご検討いただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

次に、児童生徒に関する調査結果報告について、質問と学校での状況について確認させていただきたいと思います。1点目は、昨年度については、2年前と比べて不登校もいじめも大きく減った。これはコロナの影響ではないかというようなことでしたが、今回、急激に増えています。小平市も、やはり同様に増えているというところで、また増えてきている状況を小平市としてどのように捉えているのかをお聞きしたい。

2点目は、不登校について、国のレベルよりも極端に高い割合の不登校の出現率ということで、これは今までもそうだったように認識しています。学校訪問に行ってみても、かなり安定しているし、学級も落ち着いているケースが多いのに、不登校がこの率である。中学校では各クラスに2人ぐらいは机がぼつんと空いている環境である。荒れていて、学級が落ち着かない状況であれば、やはり子どもにとってもつらいので来られないということで増えるというのはよく分かるのですが、これは何なのだろうと思います。しかも全国よりも高い傾向があります。こういうものはコロナとの関係ではないと思っていますので、不登校について、事務局が学校から聞き取りなどを行う中で、なぜこういう傾向が出てきているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目は、いじめの態様として幾つか調査項目ありますが、冷やかし、からかいから始まって、仲間外れ云々とあり、金品が隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりするという項目は、小学校で結構多いです。これは、ある学校で発生していてこうなっているのか、市内全体の学校からデータとして出てきてこうなっているのか。それによっても捉えが違わないかと思いますが、ある程度、特異的な学校があるのかなのかというデータについても教えてくだ

さい。

また、いじめと不登校についての定義が書かれています。私の認識では、今までは問題行動調査の定義だと思っていたのですが、この資料には、いじめはいじめ防止対策推進法の定義で、不登校は、東京都のガイドブックだと書かれているのです。問題行動調査の定義ではないということでもいいのかどうかの確認です。

次に、いじめの基本方針についてです。これは昨年状況に鑑みて、重大事態に関わって改定されたということで、しっかりしていただきたいという意味でも、私はこの改定について大いに賛成したいと思っています。

その中で、まず8ページのウ、いじめの解消について、ここは内容がしっかりしているので、改定されていないとは思いますが、いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、被害児童・生徒が苦痛を感じていないことを目安とする。小平市においては、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童・生徒が信頼できる教職員が、秘密が確実に守られる場所で丁寧に被害児童・生徒の状況を確認する、とあります。つまり、解消については、ここまでやるということ小平市では明記しているということですので、ここはまず徹底していただきたいと改めてお願いします。前回の重大事態の中で出てきた「解消していたつもりだ」という、つもりでは駄目だという意味でも、ここが重要だと思いますので、徹底していただきたいです

次に、9ページの重大事態についてのところは、しっかり書いていただいたので、ありがたいと思います。これに基づいて、しっかりやるべきだろうと私も思います。

それとの関連で、発生時の流れをつけていただいています。重大事態への対応については、調査する主体が学校であるか教育委員会であるかは、その事例によって変えていくと私は理解していましたが、この文章では、原則は教育委員会でやるのだと書かれています。基本教育委員会で、必要な場合においては、学校に指導しながらやるという表現なのです。そうすると、11ページのフローチャートが少し気になります。フローチャートでは、必要によって分けてやるという絵だけなのです。しかし、小平市の場合、原則教育委員会が調査を実施というわけですから、フローチャートでは原則が上に来なければいけないのではないかと思います。いろいろな方が、小平市の流れはどうなのだと確認するフローチャートとなりますから、そこのお考えを教えてくださいなればと思います。

○古川教育長

まず、新型コロナウイルス感染症の通知及び議員提出議案に対する対応におけるチェック機能については、質問ではないのですね。

では、諸問題等について、ご質問、4点ほどいただいているので、それについて。いじめの対応について、特異な学校の問題なのか、それとも市全体の様子なのかについて。

○松田指導主事

質問が前後して、大変申し訳ございません。いじめの対応の金銭を隠されたり、盗まれたり、

壊されたりするということの18件の内訳についてでございますが、1つの学校ではなく、複数の学校で発生しているというところでございます。

○古川教育長

続いて、いじめや不登校についての定義の件についてはいかがですか。

○松田指導主事

不登校の定義でございますが、こちらの調査は、あくまで本市の調査といたしまして、東京都教育委員会が発行しておりますガイドブックに載っております不登校の定義としております。

○古川教育長

いじめの定義は。

○松田指導主事

いじめの定義につきましては、いじめ防止対策推進法にのっとった定義を基に学校に調査を依頼しております。

○古川教育長

では、続いて、いじめの基本方針。これは要望ですか。

○三町教育長職務代理者

その前に、不登校について、調査では全国に比べて小平市は高いということについての認識と、コロナに関連して、昨年度いじめもかなり減っているが、今回増えてきているということについて、特異なところをどのように分析しているのか。

○古川教育長

改めて、不登校、いじめが増えているけれど、市としてはいじめが増えているということやどのように考えているかということと、不登校の割合が全国平均に比べて小平市が高いのではないかと。そのことについて、どのような見解かということ。

○坊本指導主事

いじめの件数が増えている状況についての認識でございますが、やはり令和2年度に比べ、部活動や学校行事などの活動が再開されて、子ども同士の接触機会が増加したということと、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義や、いじめの積極的な認知に対する理解が広がったことが大きな理由だと思っております。令和2年からは増えているのですが、例えば平成30年では390件、令和元年では213件となっておりますので、比較として、令和2

年だけ極端に少なかったという認識でございます。

○古川教育長

不登校の割合について。3年度は全国も結構上がっているのですよね。中学校は5%を超えています。

○岡崎教育指導担当部長

不登校の出現率ですが、令和3年度は、国のほうも中学校は、5%増加しております。やはり、これは全国的な状況かと考えています。そして、なぜ小平市は出現率が高くなっているかというところですが、学校も私どもも、本人から何がきっかけで、何が原因でというところを丁寧に聞き取るように努めてはおりますが、正直なところ、本人にも理由が分からないという理由が一番多い状況でございます。複合的といいますか、先生がとか、お友達がという要因、きっかけではないものが多いと捉えております。やはり自分の気持ちを言葉に表現する、また、じっくり自分について振り返ったり考えたりするような機会や場を設け、子どもたちの自分でも気がついていないような本心のところをうまく引き出すような活動や取組を充実させていく必要があると考えております。

○古川教育長

では、重大事態の調査の主体については。

○松田指導主事

三町委員がおっしゃるとおり、原則としては教育委員会が調査を実施します。このフローチャートですが、左側が学校、右側が教育委員会で、大きさが同じです。調査の方法として、学校が調査を実施する場合、教育委員会が調査を実施する場合がありますので、一応並列の形で載せておりますが、本市といたしましては、あくまで原則教育委員会が調査を実施という考えは変わっておりません。

○古川教育長

三町委員、いかがでしょうか。

○三町教育長職務代理者

フローチャートについては、原則というのは、文章を読んでフローチャートを見れば分かるのですが、基本的にフローチャートだけが広まっていくと思うのです。小平市の場合は、原則教育委員会が調査なのだということであれば、原則がはっきり明記されているフローチャートに変えればいいと思います。ぜひそういう姿勢を示していただいてもいいのではないかと思います。

次に、児童・生徒の調査報告についてですが、学校訪問に行ってお聞きしても、なかなか学校

からも明確な返事をもらえないので、本当にどうしてなのかと感じています。世の中の動きの中で、学校に行かなくてもいい、また、そういうことを認めるという風潮になってきていますから、増えるのだらうと思います。休んでも別に悪いことではないという認識ですから、増えているのは当たり前だと思っているのです。ただ、学校はいいところだと周知していただきたい。学校は学ばせて育てるわけですから、フリースクールや個人のところへ通って出席とすることでいいというものではないと私は思っていますので、できるだけ関わっていただいて、集団の中に戻ってくるような教育を願っています。

4 ページ目の不登校の要因について確認です。昨年度もお聞きしたのですが、学校に係る状況というのは、いじめを除く友達関係をめぐる問題というところから始まっているのですが、定義について先ほどガイドブックを使っているという回答でしたので、ガイドブックになればいいのですが、私の記憶では、問題行動調査という国の調査項目と同じなので、いじめに関する問題というような項目が1個あるはずなのです。昨年度もなかったため確認したところ、そういうケースがないため削除しているという説明でした。昨年もお話ししたのですが、不登校になった子が、ある程度の歳になった時に、僕はいじめが原因で不登校になったという話も結構聞きます。あがってこないということは、学校がそう見ていない、学校はいじめではないという認識であり、それがここに出ているのではないかと思います。本市の重大事態で、小学校のケースがあったと思います。いじめを解消したと思っていたというケースで、重大事態として扱っているのだから、不登校の要因の中に件数で入ってくると思っていたのですが、入っていないのです。あれは3年度ではなくて2年度だったというなら別ですが、3年度だったと思いますので、それが入っていないのはどういうことか非常に疑問に思っています。今ここでは結構ですが、ぜひ調べていただきたいと思います。

○古川教育長

では、それは改めて確認していただければと思います。よろしく願いいたします。
ほかにご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

－ 「なし」 の声あり －

○古川教育長

では、以上で、事務局報告事項を終了いたします。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時40分まで休憩いたします。

午後3時17分 休憩